

アルゼンチン

意匠法

1963年8月9日法律第6,673号

1965年8月27日施行

目次

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条
- 第6条
- 第7条
- 第8条
- 第9条
- 第10条
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条
- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条
- 第21条
- 第22条
- 第23条
- 第24条
- 第25条
- 第26条
- 第27条
- 第28条
- 第29条
- 第30条
- 第31条

第1条

工業ひな形又は意匠(以下「意匠」という。)の創作者及びその適法の承継人は、意匠権、及び本法に規定する期間及び条件に従い意匠権を使用、移転及び登録する権利を専有する。

従業者が創作した意匠は、創作者に属し、当該創作者は、当該意匠のライセンスを専有する。ただし、創作者が特に当該意匠の創作を任務とする又は単に自己の使用上の業務命令を遂行したにすぎない場合は、この限りでない。使用者及び従業者が共同して意匠の創作をしたときは、両者の間に別段の合意がある場合を除き、意匠権は両者の共有に属する。

2人以上の者が共同して意匠を創作したときは、これらすべての者は、これを実施する権利及びその創作に関与したすべての者の名義で当該意匠を登録する権利を専有する。そのような場合は、共同創作者間の関係は、共有に関する規定に従う。

意匠の創作者及びその適法な承継人は、当該意匠の創作者でない何人かが官を欺いて取得した登録名義を回復するために訴を提起することができる。

第2条

前条の規定は、外国で創作した意匠の創作者及びその適法の承継人に準用する。ただし、これらの者の属する国がアルゼンチン国籍を有する創作者又はアルゼンチンに居住する創作者の権利を相互主義に基づいて認める場合に限る。

第3条

工業産品に合体され又は適用される形体又は外観で装飾的性質を有するものは、本法に鑑み意匠と認められる。

第4条

本法に基づいて成立する権利を享受するために創作者は、自己の創作に係る意匠を意匠登録簿に登録しなければならない。この登録簿は、工鉱業省(特許庁)がこの目的のために管守する。

第5条

意匠を最先に登録した者は、これに反する証明のない限り当該意匠創作者と推定する。

第6条

次に掲げる事項は、本法の付与する恩典を享受することができない。

(a) 本法第14条に規定の意匠を除いて、出願日前アルゼンチン国又は外国において公知の又は公然実施の意匠。ただし、創作者が創作者自身で又は当該人が授権した他人を介して、アルゼンチン又は外国で開催された博覧会又は見本市において当該人の創作に係る意匠を展示した事実は、創作者が当該恩典を享受することを妨げない。ただし、出願は、博覧会又は見本市の開会日から6月の期間内にしなければならない。

(b) 従前の意匠に比較して独創的な形体又は新規な外観を有していない意匠

(c) 産品の遂行すべき機能の必須要素により構成される意匠

(d) 既知意匠の色彩の単なる変更

(e) 公序良俗に反する意匠

第7条

本法に規定の保護は、出願日から5年間存続し、当該期間は、被登録人の請求により5年ずつ継続して2回更新することができる。

第8条

意匠の登録及び前条に規定の更新並びに証明書及び認証謄本の交付は、本法に基づいて発せられる規則で定める租税及び手数料の納付を条件とする。当該租税及び手数料は、特許庁が徴収し、その運用費用を賄うために使用する。徴収額は、工鉦業省が定め、その納付は、特別勘定「特許庁 - 請求に基づいて給付するサービス」にしなければならない。

第9条

1個の意匠登録の効力は、単一の意匠を基本とする50個の類似意匠に及ぶ。ただし、これらの意匠は質において均一でなければならない。

第10条

登録出願は、当該規則の規定に従い特許庁にしなければならない。登録出願には次のものを提出しなければならない。

- (1) 第8条に規定の手数料の領収書を付した願書
- (2) 意匠又はひな形の図面
- (3) 意匠又はひな形の明細書
- (4) 本人が出願しない場合において代理人を任命するときは、出願人の署名した委任状。ただし、公証を要さない。

第11条

第7条に規定の登録更新請求は、存続中の保護期間の満了前6月以内にしなければならない。最初の出願に添付することを要した文書と同一のものを添付しなければならない。

第12条

登録出願は、第10条その他本法の関係条項及びこれに基づく規則に規定の方式要件を満たす限り拒絶することができない。

登録出願が拒絶されたときは、特許庁再審委員会(the Patent Office Board of Appeal)又は連邦裁判所に不服申立することができるが、この2者の手続のうち1を選択し、他の手続をとることはできない。

第13条

登録簿は、工鉦業省の1機関である特許庁が管守し、出願日及び登録名義人の名称を記載した証書を、公務員又は規則に定める職員が発行するものとし、この証書には、提出された図面及び明細書の複写をも包含する。証書及び登録手続に関するその他の方式は、命令で定める。

第 14 条

外国で出願され又は特許された意匠又はひな形は，アルゼンチンにおいて登録することができる，かつ，国内で登録された意匠に本法が付与する恩典と同一のものを享受することができる。ただし，本国の出願日から 6 月を超えない期間内に出願しなければならない。前段落の場合における排他的権利の存続期間は，原特許又は出願の権利の存続期間を超えることができない。本国での原登録出願前に第三者がアルゼンチン共和国内で外国意匠を産業上実施していたときは，当該意匠について排他的権利を主張することはできない。

第 15 条

意匠の登録名義人は，自己が適当と認める条件で意匠権を全体的又は部分的に譲渡することができる。譲受人，承継人又は相続人は，特許庁にその譲渡を登録する時まで登録から生じる権利を行使することができない。意匠登録に対して譲受人を被告として訴が提起された場合において譲受人が当該訴訟に当事者として譲渡人を参加させるためにこの者に訴訟告知を怠ったときは，譲渡人は，譲渡価格を払い戻す義務を負わない。

第 16 条

意匠登録，更新，移転及び取消の処分は，規則に規定の手續及び時期の下に公告される。

第 17 条

意匠の登録は，創作者でない者の出願に基づいて又は本法の規定に違反してしたときは，取り消される。ただし，当該取消は，利害関係人の請求に基づく連邦裁判所の終局判決によるのみ行われ，その場合において当該利害関係人がその意匠の先登録を有するか否かは問われない。

第 18 条

第 17 条に規定の登録取消訴訟及び第 1 条第 4 段落に規定の権利回復訴訟は，意匠登録簿に記入された出願日から 5 年を経過したときは，提起することができない。

第 19 条

意匠登録名義人は，意匠に係る物品が同一であるか否かを問わず，登録意匠又はその模倣を工業的又は商業的に無権限で使用する何人に対しても，訴を提起することができる。意匠権の侵害に基づく損害の賠償及び当該行為の差止命令を求める訴は，民事連邦裁判所に提起しなければならない。本法に規定の刑を侵害者に科すことも求める場合は，刑事裁判所に提起しなければならない。

第 20 条

登録意匠権を侵害した者は，その善意であるか否かを問わず，当該登録所有者に対してその受けた損害を賠償する責に任じ，かつ，悪意の場合は，その侵害行為から発生する如何なる利益もその者に回復する責任がある。

第 21 条

次に掲げる者は、3,000 アルゼンチン・ペソ以上 100,000 アルゼンチン・ペソ以下の罰金に処し、累犯の刑は、本条に規定の刑の 2 倍とする。

- (1) 意匠登録により保護される独創性を具備する工業産品を製造し又は製造させた者
- (2) 自己が違法行為を犯している事実の認識を有しながら前号に掲げる産品の売却、売却申出、展示、輸出入をし又はその他の方法による取引をした者
- (3) 悪意で当該産品を所持し又はその製造業者に関する情報を提供しなかった者
- (4) 意匠登録を受けていないにも拘らず悪意で当該意匠登録を受けた旨を主張した者
- (5) 他人の登録意匠に係る図面を自己のものとして売却した者

第 22 条

意匠に係る物品又はその一部で侵害物と認定されるものは、当該意匠の廃棄が当該物品自体の廃棄を伴う場合にもこれを廃棄する。ただし、登録所有者が損害の賠償及び自己に帰属すべき利益の回復に代えて原価でこれを引き受けることに同意した場合は、この限りでない。廃棄及び差押は、善意の購買者が侵害者から既に引渡を受けた物品に影響を及ぼさない。

第 23 条

本法に規定の罰則の適用を求める手続は、被害者の告訴を待って論じる。民事又は刑事の起訴状は原告が論拠とする意匠登録証を添付しなければならない。

第 24 条

意匠登録名義人は、自己の登録意匠が営業所、工場その他の場所で工業又は商業における物品上の使用により侵害されている事実を認識した場合は、本法の認める民事又は刑事手続を開始する唯一の予備的措置として、かつ、当該違法行為の証明に資するために、相当の担保の提出と登録証の呈示を以て、裁判所職員を任命すべきことを裁判官に申請することができ、同職員をして当該場所に臨検させ、侵害物品の見本を差押させ、また、その侵害物品の詳細な在庫調査をさせることができ、当該指令は、申請後 24 時間以内に発せられる。当該物品を所持中の者が生産者でない場合は、その者は、登録名義人がその製造業者を訴追することを可能にするためにその出所に関する説明を登録名義人に与えなければならない。この説明が拒絶され又は虚偽若しくは不正確であることが発見されたときは、当該物品を所持中の者は、自己の善意を主張することができない。

第 25 条

差押請求の民事訴訟及び刑事訴訟において原告は、被告が当該意匠の実施を継続することを希望するときは、侵害物件と主張される意匠の原告による実施を妨害しないことの保証を提供すべきことを被告に求めることができ、この請求は、別に提起しなければならない。この保証の提供がないときは、原告は、請求により相当な保証を提供して、当該実施の中止を請求することができ、被告の専有中にある物で侵害行為の結果であると主張される物の全部の差押を請求することができる。これらの保証は現金とし、裁判官は訴訟物の価額を斟酌してその額を定める。

第 26 条

本法により課徴された罰金は、特別勘定「特許庁 - 請求に基づいて給付するサービス」にその職務執行に寄与する拠出金として払い込まなければならない。

第 27 条

第 21 条及び第 22 条の刑事処分を求める手続は、その最後に罪を犯した日から 2 年を経過したときは、行うことができない。

第 28 条

本法により登録された意匠が法律第 11,723 号により併せて登録されたときは、当該創作者は当該人の権利の防御において双方の権利を同時に行使することはできない。

意匠の登録を受けるために錯誤により特許出願をした場合において特許庁がこの理由に基づいて当該出願を拒絶したときは、当事者は、当該出願を意匠登録出願に変更することができる。

第 29 条

本法の施行は、施行規則公布後 30 日とするが、本法の署名後 6 月を超えることはできない。

第 30 条

当該条文は方式上のものである。

第 31 条

当該条文は方式上のものである。